

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例

平成16年 3月19日

条例第 3 号

改正 平成25年10月10日条例第28号 平成27年 3月13日条例第 9 号

令和元年10月15日条例第17号 令和 4 年 3月16日条例第 9 号

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持及び公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護及び職員の倫理観の高揚を図り、もって区政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 杉並区（以下「区」という。）の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第3号及び第3号の2に規定する非常勤職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、区の事務又は事業に従事しているもの

ウ 区から事務又は事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及びその受託業務に従事している者

エ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

オ 区が出資し、又は補助金その他の財政的援助を与えている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体」という。）及び出資団体の事務又は事業に従事している者

カ 第5条第1項の規定による公益通報の日前1年以内にアからオまでのいずれかの者であった者

(3) 公益通報 公益を確保するために行われる通報をいう。

(4) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。

一部改正〔平成25年条例28号・27年9号・令和元年17号・4年9号〕

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、全体の奉仕者であり、区民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について区民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(任命権者等の責務)

第4条 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員その他の東京都がその給与等を負担する職員にあっては、杉並区教育委員会）は、職員の職務に係る倫理の保持のために必要な研修、正当な公益通報に係る公益通報者の保護その他の措置を講じなければならない。

2 管理又は監督の地位にある職員は、管理又は監督の対象となる職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導を行わなければならない。

一部改正〔平成25年条例28号〕

(公益通報の手続)

第5条 職員等は、区の事務若しくは事業（受託者が行う受託業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理の業務を含む。）又は出資団体の事務若しくは事業であって区の出資若しくは補助金その他の財政的援助に係るものの執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、杉並区公益監察員に対し、公益通報をすることができる。

(1) 法令に違反し、又は違反するおそれがある事実

(2) 人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又は害するおそれがある事実

(3) 前2号に定めるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的で、公益通報をすることができない。

3 公益通報は、通報者の氏名を記載し、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）で行わなければならない。ただし、氏名を記載しなかったことにつきやむを得ない事情があると杉並区公益監察員が認めるときは、この限りでない。

4 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成25年条例28号〕

(不利益取扱いの禁止等)

第6条 職員等は、正当な公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

2 正当な公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた職員等は、その旨を杉並区公益監察員に通報することができる。

(調査等)

第7条 杉並区公益監察員は、第5条第1項の規定により公益通報を受けたときは、当該公益通報について調査しなければならない。ただし、当該公益通報の内容が同項各号に規定する事実と該当しないと認めるときは、この限りでない。

2 杉並区公益監察員は、前条第2項の規定により不利益な取扱いを受けた旨の通報を受けたときは、当該不利益な取扱いを受けた旨の通報について調査しなければならない。

3 職員等は、前2項の規定による杉並区公益監察員の調査に協力しなければならない。

4 区長は、公益通報者又は関係者の権利利益を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。

(報告等)

第8条 杉並区公益監察員は、第5条第1項の規定により公益通報を受けたときは、区長に報告することが適当でないと認められる相当な理由がある場合を除き、その旨を区長に報告しなければならない。

- 2 杉並区公益監察員は、前条第1項の規定による調査の結果、第5条第1項各号に該当する事実（以下「違反等の事実」という。）があると認めるときは、これを証する資料を添えて、その内容を区長に報告しなければならない。
- 3 杉並区公益監察員は、前条第1項の規定による調査の結果、違反等の事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても違反等の事実の存否が明らかにならないときは、その旨を区長に報告しなければならない。
- 4 杉並区公益監察員は、前条第2項の規定による調査の結果、公益通報者が不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該不利益な取扱いを行った者に対し、当該不利益な取扱いの中止その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 5 杉並区公益監察員は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 杉並区公益監察員は、公益通報者に対し、調査の結果を通知しなければならない。

（区長が講ずる措置）

第9条 区長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するとともに、必要に応じて、告訴又は告発をするほか、違反等の事実の再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（監察員の設置等）

第10条 職員等の公益通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、杉並区公益監察員（以下「監察員」という。）を置く。

- 2 監察員は、2人とし、人格が高潔で社会的信望があり、行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、区長が委嘱する。

（1）弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

（2）区の事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有すると認められる者

- 3 監察員の任期は、3年とする。

- 4 監察員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

- 5 前3項に定めるもののほか、監察員に関し必要な事項は、規則で定める。

（監察員の解嘱）

第11条 区長は、監察員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は監察員に職務上の義務違反その他監察員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

- 2 監察員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

（監察員の職務遂行等）

第12条 監察員は、それぞれ独立してその職務を行う。

- 2 監察員は、公益通報者の権利利益を保護するため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

- 3 監察員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 4 監察員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

- 5 区は、監察員の職務の遂行について、その独立性を尊重し、積極的な協力を行わなければならない。

（監察員の除斥）

第13条 監察員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件について

は、職務を執行することができない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年10月10日条例第28号）

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第9号）抄

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間（以下「旧教育長在職期間」という。）

は、第1条による改正後の杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第2条第1号の規定は適用せず、第1条による改正前の杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和元年10月15日条例第17号）抄

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和4年3月16日条例第9号）

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2号の規定は、この条例の施行後にされる杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第5条第1項の規定による公益通報について適用し、この条例の施行前にされた同項の規定による公益通報については、なお従前の例による。